

名古屋市農業委員会 令和6年第12回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年12月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後3時10分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）4人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第74号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第75号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第76号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第77号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第78号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第79号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第80号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第81号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

第82号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和6年度全国農業委員会会長代表者集会について

③農業委員会等に関する法律第38条における意見書について

(4) その他

(5) 閉会

令和 6 年第 12 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 12 回総会（令和 6 年 12 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 12 回総会をはじめさせていただきます。 会議に先立ちまして、ご連絡いたします。 右肩に「差し替え」という A4 の資料を配付しております。 こちらは議案資料 24 ページの差し替え資料となります。 申出者より申出の概要について、変更の申し出がありましたので、差し替えをお願いします。 変更箇所は赤字で表示してございます。お手数ですが、議案審議の際はこちらの資料を使用していただきますようお願いいたします。 また、配付資料③でございますが、こちらのほうにも一部誤りがございましたので申し訳ありませんが訂正をさせていただきます。 配付資料③地域計画案でございますが、議案と一緒に郵送させていただいてます冊子でございます。こちらの 43 ページ、目標地図案をご覧くださいませでしょうか。地図が二つございますが、上の地図が「東福田」、下の地図が「大儘」となっておりますが、こちら正しくは、上の地図が「大儘」で、下の地図が「東福田」でございます。お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 12 回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい年の暮れですが、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第 74 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 82 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 11 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、川本美幸委員及び木村幸廣委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 74 号議案、農地法第 3 条の規定による

	所有権移転許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。 受付番号 1-2 の農地につきまして、12 月 4 日に福島委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 1-2 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である天白区植田南二丁目の 1 筆の畑は、梅が作付けされ良好に管理されておりました。 また、その他の譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
近藤委員	
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 から 4-8 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-6 から 4-8 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、12 月 5 日に調査した結果を報告します。 4-6、4-7、4-8 というのは、同じような名前の方が譲受人とか譲渡人で記載されてるんですけど、背景がありますので順にちょっと説明させてもらうんですけども、上記 3 件について、4-6 の譲受人と譲渡人の間で所有農地の登記簿上の齟齬がありまして、それを今回是正をしたということで、4-6 と 4-8 の

譲渡人が農地を廃業で手放されたというものです。広い面積を引き受けた 4-8 の譲受人ですが、419 平米という面積がありますが、この方にその上の 4-7 の 61 平米をくっつけますと、ちょうど長方形のような形の良い農地になるんですよ。ということで、やり取りがあったものでございます。いずれも 4-7 と 4-8 の譲受人と 4-6 の譲受人の営農農地はすべて良好に肥培管理されておりまして、きちっと作業等やってみえるということを確認しておりまして、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。それでは、4-6 から報告させていただきます。

4-6 の港区協和一丁目の 1 筆は 61 平米ですけども、こちらは譲渡人が廃業されまして譲受人に渡されるというものです。

その下の 4-7 の同じく港区協和一丁目の 1 筆、こちらも 61 平米ですけども、こちらは 4-6 の譲受人が譲渡人で、譲受人に所有権を移転されると。

さらにその下、4-8 の港区協和一丁目の 1 筆、419 平米。こちらは 4-6 の譲渡人と同じ方が 4-7 の譲受人と同じ方に渡されるというもので、住所が一丁目 4-6 と 4-7 は面積が同じなんですけど地番は違っておりますので、4-6 の譲受人が譲渡人から農地を取りまして、それで反対にいままで持っております 4-7 の 61 平米の農地を譲受人に渡したと。4-7 の譲受人はちょうどこの 61 平米をもらうと、長方形のかっこいい一連の農地になるもんですから、この三者の間で合意が達したと、こういうものでございます。

従いまして、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 74 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 74 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 75 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-4 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、12 月 5 日に調査した結果を報告します。 転用の内容は分家住宅を建設するものです。借受人は、実家に居住していますが、手狭になったため新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、母の土地に建設することとなり申請に及んだものです。 申請に係る農地、港区新茶屋四丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。 申請地の現況は、畑で、耕作準備中の状況でした。その周囲の状況は、北側は宅地、西側は水路、南側は畑、東側は宅地及び道路であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。 また、茶屋後土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導

	課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 75 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 75 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 76 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-12 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-12 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-12 願い出の農地は、カンショ、ミカンなどが栽培され、いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 76 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 76 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 77 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-46 から 1-52 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-46 から 1-52 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、12 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-46 の申請地には、ブドウ、バレイショ、ブロッコリーなどが栽培されていました。
	受付番号 1-47 の申請地には、ミカン、ウメが栽培されていました。
	受付番号 1-48 の申請地には、ウメ、ミカン、ニンジンが栽培されていました。
	受付番号 1-49 の申請地には、ブドウが栽培されていました。

受付番号 1-50 の申請地には、ニンジン、キャベツなどの野菜やブドウが栽培されていました。

受付番号 1-51 の申請地には、ダイコン、ニンジンなどの野菜が栽培されていました。

受付番号 1-52 の申請地には、ミカン、ウメ、クリが栽培されていました。いずれの農地も肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-27 及び 2-28 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員

受付番号 2-27 及び 2-28 について、12 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-27 の申請地は畑で、カキ、ミカンなどが作付けされていました。

受付番号 2-28 の申請地は畑で、タマネギ、ミカンなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-29 について、21 番、松原委員、お願いいたします。

松原委員	受付番号 2-29 について、12 月 4 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、ハクサイ、ゴボウなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-30 から 2-32 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-30 から 2-32 について、12 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-30 の申請地はすべて田で、水稻収穫済みでした。 受付番号 2-31 の申請地の、守山区野萩町の 2 筆、大谷町の 1 筆、小幡南三丁目の 1 筆の計 4 筆はいずれも田で、水稻収穫済み、そのほかの 3 筆はいずれも畑で、ダイコン、ニンニク、バンペイユなどが作付けされていました。 受付番号 2-32 の申請地の、守山区喜多山二丁目の 2 筆は田で、水稻収穫済み、そのほかの 4 筆はいずれも畑で、ネギ、ダイコン、ハクサイなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-33 について、

	21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-33 について、12 月 4 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、ハクサイ、カブなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-34 について、20 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-34 について、12 月 4 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑と田で、畑はネギ、ダイコンなどが作付けされており、田は水稻収穫済みでした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-28 から 3-31 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-28 から 3-31 の農地につきまして、12 月 6 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-28 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は耕作準備中であり、良好に管理されていました。

受付番号 3-29 の中川区富永一丁目の 1 筆、中川区富永四丁目の 1 筆、同じく中川区富永四丁目の 1 筆、中川区水里二丁目の 1 筆、同じく中川区水里二丁目の 1 筆、中川区水里三丁目の 1 筆、中川区水里四丁目の 1 筆、同じく中川区水里四丁目の 1 筆の田は耕作準備中、中川区富永二丁目の 1 筆の畑にはダイコン、ブロッコリー、ハクサイが、中川区富永二丁目の 1 筆の畑にはエダマメ、レタスが、中川区富永二丁目の 1 筆の畑には春菊が、中川区福島一丁目の 1 筆の畑にはダイコン、ニンジン、タマネギが、中川区水里三丁目の 1 筆の畑にはダイコン、ハクサイ、ブロッコリーが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-30 の中川区富永四丁目の 1 筆、中川区福島一丁目の 1 筆の田は耕作準備中であり良好に管理されていました。

受付番号 3-31 の中川区戸田明正二丁目の 1 筆の田は耕作準備中であり良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 から 4-13 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-11 から 4-13 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、12 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-11 の 3 筆、4-12 の 4 筆の内 3 筆及び、4-13 の 3 筆は田で、稲刈り後の状態で、いずれも良好に管理されておりました。

	受付番号 4-12 の 4 筆の内 1 筆は畑で、耕作準備中の状態で、良好に管理されておりました。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀）委員	受付番号 4-14 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、12 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-14 の港区宝神二丁目はじめ 2 筆は畑で、ダイコン、キャベツ等が栽培されており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-15 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-15 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、12 月 4 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-15 の港区藤高四丁目はじめ 8 筆は田で、耕作準備中の状態で、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請

	時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-16 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	受付番号 4-16 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、12 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-16 の港区甚兵衛通 2 丁目はじめ 2 筆は畑で、カキ、ミカン等が栽培されており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（愼） 委員	ちょっと教えて欲しいんですが、3-29 の中川区富永二丁目の 1 筆ですけど、登記の地目が宅地、現況が畑なんですけど、この登記が宅地になってるのは問題はございませんか。ちょっと教えてください。
課長補佐	農地につきましては、現況主義をとりますので、現況が農地で畑になっておりまして、畑となっておれば特に問題はございません。

議長（会長）	よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。他に ご意見ございますか。
	他にないようです。それでは、第 77 号議案の案件について は、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 77 号議案の案件は証明することとい たします。
	次に、第 78 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明 について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番 号 1-4 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-4 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員 で、12 月 4 日 に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-4 願い出の土地は、所有者が亡くなられ、妻が、 引き続き農業経営を続けられると申し出られました。
	申請地は、カキやウメなどの果樹が栽培され、良好に管理さ れていました。
	また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業 に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能 であると見込まれます。
	以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願

	いいいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 78 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 78 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 79 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。 本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。 審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。16 ページの事業計画の概要について 5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	本件につきまして、近藤正俊委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

借受人は、市民農園を経て経営規模拡大のため、農地バンクを利用して市内の農地を探し申請地を選択いたしました。

申請地は、天白区菅田一丁目の1筆で、地目は全て畑、現在、ミカン、タマネギなどが栽培されています。

お手元の配付資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずはじめに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、ナノハナやシソなどの野菜とミカンを栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおおむね5割以上を営業する店での販売や店の料理の食材として調理とする予定です。

第1号の「2」につきましては、所有者と借受人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農薬は周辺に支障のないように行うとしています。

第3号については、申請者は現在、名古屋市と尾張旭市の市民農園で畑を借りています。今回借り受ける農地についても、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できると見込まれま

す。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、側溝の清掃を協力して行うとしています。

第6号につきましては、役職なし（農地法施行規則第17条に規定する使用人に該当）としています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第79号議案の議決の案を読み上げます。15ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要

	要件の全てを満たすことが認められるため、です。
	それでは、第 79 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 79 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。 次に、第80号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントについては、25ページ及び26ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第6号の、いわゆる6要件を満たしているかどうかポイントになります。 それでは、23 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-1 につきまして、11 月 6 日に、竹川推進委員及び事務局職員とで、調査した結果をご報告します。 申出者は、このたび、父の所有する申請地港区小川三丁目の1 筆、面積 293 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。 申出者は現在、中村区の賃貸住宅に居住していますが、家族が増え手狭となった為、自己住宅の建築を考えるようになりました。 申請者夫婦には所有不動産はなく、市街化区域内の土地を探

しましたが適地は見つからず、父に相談したところ、父の所有地を紹介されました。今後、両親の農作業の手伝いができる本家の隣地を紹介されました。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、市街地化が進む3種農地であります。他に適地がなく、所有者である父親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の北側及び東側は宅地、西側は畑、南側は道路、水路及び畑となっており、小川土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われましますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、24 ページ、差し替えのページですけれど、受付番号 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-2 につきまして、11 月 5 日に、坂野推進委員及び事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者外 1 名は、このたび、申請地の港区藤高四丁目の 1 筆、面積 262 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。

申出者は現在、港区内の賃貸住宅に居住していますが、妻の母親の介助の為、実家へ日々通っており、区内に住んではいるものの距離的負担の軽減を図るために妻の実家近くで自己住

宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、妻の父と相談して、今後、妻の両親の農作業の手伝いのできる土地でかつ実家近くで選定するに至ったとのこと。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、集落に接続する1種農地であります。他に適地がなく、所有者である妻の父親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の南側は田、北側は道路、東側は宅地及び畑、西側は畑となっており、藤高土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのこと。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第80号議案の議決の案を読み上げます。22ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

	理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。 それでは、第 80 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 80 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 81 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
課長補佐	それでは、議案集 27 ページ、第 81 号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について説明いたします。 お手元の配付資料②をご覧ください。 土地改良法では、利用権の設定など農地の貸付を行った場合は、土地改良事業の参加資格もあわせて、農地所有者から耕作者に移行しますが、農地所有者が土地改良事業の賦課金を負担し、参加資格を維持する場合は、農業委員会の承認を得ることが必要となります。 28 ページをご覧ください。 本件は、今年 10 月総会の議決を経て、農地中間管理事業により、所有者の農用地に利用権を耕作者へ設定した際に、土地改良区の賦課金は農地所有者が負担することで合意していた

	ものについて、土地改良事業の参加資格の交替の申出が行われたものです。 農地所有者と耕作者の合意によるものですので、農地所有者が土地改良事業に参加することが妥当と思われます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、27 ページにございます議決の案を読み上げます。 土地改良事業参加資格交替申出の承認について 別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。 理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。 それでは、第 81 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 81 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。 次に、第 82 号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。

課長補佐

事務局、説明をお願いいたします。

それでは、議案集 31 ページ、第 82 号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取についてご説明いたします。

こちらは、農業経営基盤強化促進法の規定において、市が「地域農業経営基盤強化促進計画」すなわち「地域計画」を定める際には、関係者の意見を聴かなければならないとされていることから、農業委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

今回、ご審議いただくのは中川区の 3 地域、港区の 8 地域、守山区の 1 地域の計 12 地域の計画案となりますが、地域計画の案は議案に同封して郵送させていただきました配布資料③のとおりとなっております。

配布資料④をご覧ください。

本議案で、農業委員会として確認いただく事項は、計画案が、基盤法第 19 条第 4 項に定める要件に該当しているか及び、地域における協議の結果を踏まえて策定されているかです。

ご確認いただく項目は大きく分けて 4 点です。

1 点目は、名古屋市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に即しているかです。

資料には、同構想のうち、地域計画に関する部分を抜粋しております。

協議の場の設置の方法、区域の基準など、構想の内容に沿って策定を進めております。

配付資料④の裏面をご覧ください。

2 点目は、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」との調和が保たれているかです。

こちらにつきましても、方針に従い、関係団体と連携し、策定を進めております。

3 点目は、農林水産省令で定める基準に適合しているかです。

議案集 33 ページもあわせてご覧ください。

省令では、地域計画で定めなければならない事項が列挙されています。

配付資料③の計画案は、省令で定める基準を網羅した国の様式に基づき、各項目を適切に定めております。

4 点目は、協議の結果を踏まえた内容になっているかです。

本市では、10 月から 11 月にかけて計 4 回、委員さんにもご参加いただき、協議の場を開催しております。

協議の場では、計画案をお示しし、ご意見をいただいております。

供米田・かの里、西福田（福島）、東谷では、地域計画の案に関して修正等のご意見はございませんでした。

港区南陽の 8 地域では、一部追加のご意見をいただきましたので、協議の場の段階から案を一部修正しております。

このように、計画案は地域の協議を経て定めております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご

質問等ございますか。

坂野委員

23 ページ、地元の茶屋新田の図をご覧くださいたいんですけども、航空写真が載ってるかと思います。正面にど真ん中あたりに、オレンジ色の農業用施設と書いてある四角がありますね。その右側のところに、濃い青の畑があってその上側、赤い正方形に近い土地と、その上にL字型になるように細長い赤い土地があるかと思うんですけども、そこの横の薄い青色と言うのか、今後検討等となっているところの1.5ヘクタールは、私が利用権を設定して農業体験農園をやっているところになるんですけども、ここ、なぜ農業者とかいう色分けにしてもらえないんでしょうか。

課長補佐

今回、南陽地域の担い手につきましては、まず担い手と貼り付けさせていただきまして、この地域で集積集約をしていただいております、具体的に言うと〇〇ということで、すでに人・農地プランで担い手となっていていただいておりますので、その方の記載をさせていただきます。その他の農業者というかたちにつきましては、多種多様な方がいらっしゃるのももちろん存じております。ただ、こちらで区別させていただきまして、まずは認定農業者、認定新規就農者の方について、農業者というかたちで記載をさせていただいている次第でございます。

坂野委員

ということは、私は農業者じゃないという、認定農業者をとってないので農業者という扱いにはしてない。

課長補佐

そのようなことはございません。その他今後検討等で、もちろん自作等している方もいらっしゃいますので、そういった方で今後も土地所有者の方と10年以降、10年を目途に、今後その土地をその方が農業者ということで耕作していくという確証が得られましたら、今後地域計画につきましては随時更新し

ていきます。今回につきましては、大変申し訳ございませんが、事務局の時間等の制約もありまして、そのようにまず一律のルールを設けさせていただいた次第でございます。今後そういう細かいところにつきましては、更新の段階で修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

坂野委員

わかりましたと言にくいですが。基準はわかりましたが、例えば農業委員が出すものとして、ここに例えば同じ色の色分けがしてあったほうが資料として見たときに、集約が進んでるとか集積が進んでるとかっていうようなふうに見えませんか。

これ見ると、地図のところ見てもらって、農業者C緑色ってのがありますが、パッと見てどこにあるかわかりますか、皆さん。農業者C緑色、わかんないですね。いちばん右端のところにとろっと三角のところ農業者Cってのがあってすけど。これわからないと。で、これ集約が進んでるとか進んでないとか、そういう今後に向けてやっていこうということだと思うので、名古屋市さんが言っている基準はよくわかりましたけども、なんかこの資料の見え方としてどうなのかなと。農業委員が出すものとして、これでパッと見たときに、この薄青のところは広がってるよりも、このいま言ってるオレンジ色の右上のところ、一団の土地がまとまってるようになってたほうが、茶屋新田は集約とか集積が進んでるなというふうな見え方になりませんか。

課長補佐

いま、灰色の地図のところということですかね。それとも色使いのお話ということですか。

坂野委員

簡単に言ったら、私が利用権設定して、農地所有者さんからお借りして、農業体験農園をやっているところを、別の色にしてほしいなという話です。で、いま市の方が言われた基準はよくわかりました。確かに認定農業者というものにはなっていない

んですけども、私も一応自分がやってるところで、農業委員のこの場に加えていただいているので、何も言わずにここをスルーするっていうのはできないので、一言申し上げているんです。

僕が言ってる場所とか、委員さんたち分かりますか。言ってる地図上の場所。

課長補佐

すいません。繰り返しのことになるかとは思いますが、今回時間の制約もございましたので、色を塗るには地権者の方と耕作される方、双方の合意が必要だと思っております。地権者の合意なく農業者の方、今後 10 年を見据えてやっていくよというかたちで塗るのは、事務局として、なかなか判断できなかった次第でございます。今後、地域計画を更新していくなかで、そういった調査させていただいた場合につきまして、地権者の方と耕作してる農業者の方が 10 年見据えて、耕作者の方でやっていくよと確証をもった場合、そういった個別の、いま私が申し上げた担い手と認定農業者等の方以外の方も地図を塗って、随時、地域計画の中身については、充実を図っていきたいと思います。今回につきましては申し訳ございませんが、時間等の制約もあって、このようなかたちで色塗りが今後検討等というところが多くなっておりますので、ご了承いただければと思います。

坂野委員

了承しますとは言わないです。でもわかりました。

ちょっと私事ですけども、ここで体験農園をやって、かれこれ 15 年になってるんですけども、農地を農地保有者の方のお荷物にしないためにやってる。そのために市民参加型で、家庭菜園的ではあっても、農地が守れて、農地持つてる人が赤字にならないような相場の 5 倍もするような地代を払って農地を守ってるという気持ちがあってやってるので、感情的な話ですけど今後要検討とか、そういう農業者というものから外れてる

	というふうな言い方されると「いい気分が全然しない」って、議事録に書いておいてください。
課長補佐	事務局といたしましても、農業委員、最適化推進委員の皆様とご協力いただきながら、地図の色塗りにつきましては、今後精度を高めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	坂野さん、よろしいですか。
坂野委員	よろしくないけど。また言ってください。
議長（会長）	よろしくないけど、いま検討中と思って、よろしくお願いいたします。
坂野委員	議決をとっていただければ。
議長（会長）	意見はいろいろありましたが、それでは、31 ページにございます議決の案を読み上げます。 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、案のとおり定めて差し支えない。 理由としましては、当該地域計画案は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項に定める要件に該当するとともに、地域における協議の結果を踏まえて策定していると認められるため、です。

	それでは、第 82 号議案については、この案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 82 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 11 月 1 日から令和 6 年 12 月 2 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 20 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 38 件 続いて、21 ページから 28 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 24 件 続いて、29 ページから 61 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 97 件 続いて、62 ページから 63 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、64 ページから 66 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 7 件

続いて、67 ページから 68 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 3 件

続いて、69 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、70 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、71 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、72 ページから 73 ページですが、現況証明願が 4 件
それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。続きまして、報告（2）「令和 6 年度全国農業委員会会長代表者集会」について、報告いたします。

11 月 28 日に東京都文京区の文京シビックホールにおいて、『令和 6 年度全国農業委員会会長代表者集会』が開催されました。

報告 2 と書かれてる資料をご覧ください。

まずはじめに、『全国農業会議所創立 70 周年記念式典』が行われました。同じように表彰されました。

次に、『令和 7 年度農業関係予算に関する要請決議』をしました。

次に、申し合わせ決議として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ及び「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの 2 件を決議しました。

それから資料にあるとおりの農業委員会の会長さんより『活動事例報告』がなされました。報告は以上です。

続きまして、報告 (3) 「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見書」について、報告いたします。

先月、総会後の拡大運営委員会で意見書の提出について検討した結果、来年度も名古屋市に意見書を提出することになりました。

市長さんが代わられたことなど、いろいろありまして、提出することになりました。

意見書に記載する意見を、委員の皆さんから募集することとし、すでに 12 月初旬に皆様へ資料を送付させていただいております。

皆様からいただいた意見を、拡大運営委員会で、精査検討を行いながら、来年度の意見書を作成していきたいので、意見の提出をよろしくお願いいたします。

その意見の提出は、令和 7 年 1 月 9 日木曜日までに、地域農政課へ提出となっておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年第12回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時10分）